

取扱職種の範囲等の明示

株式会社TAC
有料職業紹介事業許可番号（27-ユ-303552）

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

取扱職種の範囲等

- ・ 取扱職種：全職種
- ・ 地域：国内

●手数料に関する事項

- ・ 求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・ 求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。（求人受理時の事務費用は 0 円）

サービスの種類及び内容	手数料の額
一般登録型の例示	
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %以内</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）当該求職者の就職後、雇用契約期間中雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %以内</u> <u>手数料負担者は求人者とします。</u>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 （※ 3） * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %以内</u> <u>手数料の負担者求人者とします。</u>
※上記手数料表には消費税は含まれておりません。別途加算となります。	

サービスの種類及び内容	手数料の額
サーチ／スカウト型の例示	
特定の条件による特別の求職者の開拓やその為の調査・探索	着手金 100,000円
	活動1日あたり 16,000円
	または活動1時間あたり 2,000円
	成功報酬
	期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%以内
	期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%以内
	手数料の負担者求人者とします。

※上記手数料表には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

サービスの種類及び内容	手数料の額
【再就職支援型】	
就職を容易にする為の求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 500,000円 相談・助言終了時 500,000円 成功報酬 500,000円 <u>手数料負担者は関係雇用主とします。</u> <u>受理時の事務費用は0円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス (職業紹介サービス)	<u>成功報酬</u> 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%以内</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%以内</u> <u>手数料負担者は求人者とします。</u>

※上記手数料表には消費税は含まれておりません。別途加算となります。